

令和4年度液石法に基づく立入検査結果について

令和4年度において、中部近畿産業保安監督部近畿支部所管の液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対し、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液石法」という。）に基づき実施した立入検査の結果について、お知らせします。

1. 立入検査実施件数 14事業者、14事業所

2. 立入検査結果

(1) 嚴重注意

立入検査において、重大な法令違反等が確認された事業者については、中部近畿産業保安監督部近畿支部長名による行政指導（嚴重注意文書の交付）を行うこととしている。

令和4年度は、該当なし。

(2) 改善指示

立入検査において、法令に抵触する事案が認められ、改善の必要があると判断した事業者に対しては、保安課長名による改善指示を行うこととしている。

令和4年度は、該当無し。

(3) 口頭指導

立入検査において、改善が望ましいと判断した事項については、口頭による指導を行うこととしている。主な口頭指導の概要は、以下のとおりである。

口頭指導の概要	
1	14条書面の記載内容について、保安機関の名称に記載誤りが数件見受けられるため、該当の一般消費者等に対しては、書面の修正を行い、再度周知を実施すること。
2	14条書面を確認したところ、契約書に消費者の記名押印の入っていないものがあつたので、適切に取り扱うこと。
3	点検記録の一部に良否判定が抜けているものがあつたので、適切に処置すること。また、同様の状況のものがないか確認すること。
4	バルク供給設備にかかる点検結果記録には、その点検を対応した者の氏名が書かれていなかった。また、一部の記録に実施した事業者名と違う事業者名が記載されていたので適切に対応すること。
5	緊急時対応を2名で対応しているが、昨今のコロナ禍の状況から濃厚接触者になった場合などを想定した人員とすることが望ましいのではないか。
6	配送時における交通ルール、容器の固定、容器交換時の手順といった基本的な事項も保安教育に入れるよう検討すること。

以上